

執筆者：

E-mail✉ [湯川 雄介](mailto:tomiyama@nishimura-asahi.com)

E-mail✉ [鈴木 健文](mailto:tsunoda@nishimura-asahi.com)

※ 本ニューズレターは、2023年4月6日現在の情報に基づいています。

投資・企業管理局(Directorate of Investment and Company Administration、「DICA」)より、新たに設立された会社が、その設立から2か月以内に提出しなければならないとされている年次報告(annual return)において、一定の追加的な証拠資料の提出を求める通知(「本通知」)が2023年4月1日付けで発出されましたので、ご報告致します。

本通知では、会社の取締役や株主が法令に従っているのかを確認し、反マネーロンダリング及び反テロリスト金融手続を履行することを目的として、会社の設立から2か月以内に提出が求められている年次報告の際に、当該会社は、以下の書面・情報を併せて提出しなければならないとしています。なお、年次報告の不提出については、登記抹消のペナルティが科されうところ(会社法430条(d))、本通知では、年次報告の提出に関する不遵守については、引き続き当該ペナルティを科す旨明示しており、不確かな点が残るものの、本通知による資料提出の不遵守も当該ペナルティを科せられる可能性があることに注意が必要です。

1. Myanmar Companies Online (「MyCO」)システムにより申請される株式の払込済資本が、当該設立された会社名義の口座に預金されていることの確認
2. 取締役とされている者についての以下の情報
 - (1) 国民登録カードの写し、及び様式「Ka」による居住地の警察署より取得した居住証明
 - (2) 外国人の場合、外国人登録規則への遵守に関する証明(例えば immigration Form-C) (なお、DICA 担当者によれば、あくまでミャンマー国内に所在している外国人のみを対象とするものとのことです)
3. MyCO システムにより申請される会社の住所地が実在しており、会社の住所としてオープンすることに関する管轄警察署による推薦状
4. 会社の登記において自然人が株主とされている場合には、当該メンバーに関する2.と同様の情報
5. 会社の登記において法人が株主とされている場合には、当該法人に関する確認(なお、DICA 担当者によれば、設立の根拠を確認することを想定しており、設立証明等の提出が求められているとのことです)

新設会社として登録された会社は、上記情報等について、本通知発行日から遵守しなければならず、company.dica@mifer.gov.mmに提出するものとされています。

本通知により、ミャンマーにおける会社設立に際し、会社法では明確に求められていない追加的な義務が実質的に課されていると考えられます。DICA 担当者によれば、本通知は新しく設立される会社を対象としているとのことであり、過去に遡って全ての会社において対応が必要となるわけではないとのことで、当該見解を前提にすると新規進出に際してのハードルが上がったと評価できますが、上述の本通知の趣旨に照らすと、既存会社について同様の規制が今後適用される可能性も一概には否定できず、動向については引き続き要注意と思われます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 